

平成 30 年度公共工事等入札契約制度の改善（概要）

契約検査課

入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の 3 項目にわたり 7 つの具体的な取組みを定め、平成 30 年度から新たな入札契約制度を実施します。

1 適正な競争性の確保

- 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の引上げ 〈資料 1〉
調査基準価格及び最低制限価格の算定方法について、平成 29 年度中央公契連モデルに引き上げる。
- 調査基準価格（低入札価格調査）に係る失格基準の設定 〈資料 1〉
調査基準価格の 80%未満の額による入札者は失格とする（失格基準の設定）。
- 等級指定型一般競争入札の複数等級の施行 〈資料 2〉
【変更点】
管工事について、C 等級対象工事への B 等級の参加を可能とする。

2 適正な品質の確保

- 適正な工期設定の徹底（継続）
工事は、繰越工事及び債務負担工事を除き、3月15日までに完成する。
- 総合評価落札方式（特別簡易型）の活用（継続拡大）
【対象工事】
土木一式工事、建築一式工事のうち、当初予算における設計予定金額 2,000 万円以上の案件の中から抽出。
【実施予定件数】
25 件 ※上水道課は新規拡大
(道路課 7 件、河川課 1 件、花と緑の課 6 件、下水道課 1 件、上水道課 10 件)

3 地元業者の健全な育成

○ 工事成績点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の試行（継続・拡大）

[工事成績点の条件]

- (1) 全工種平均工事成績点（H29）以上の実績を有する。
- (2) 全工種で工事成績点（H29）70点未満（D・Eランク）の工事をしていない。

[平成30年度予定]

- ・ 設計金額 1,200 万円未満 B + C 等級対象（継続）
 - ・ 設計金額 1,200 万円以上 3,000 万円未満 A + B 等級対象（拡大）
（ただし、総合評価落札案件は除く。）
- 上記を合わせて **5 件を目安** に実施する。

○ ゼロ市債工事の受注制限

<次年度の引継事項>

同一業者が受注できるゼロ市債工事の件数を制限する。

- ・ A、B 等級 3 件まで
- ・ C 等級 2 件まで